

学童保育（放課後児童クラブ）の基準づくりに関わって－指導員の要望書

【要望内容】

1. 指導員の配置基準についての考え方について

- 指導員の配置は、専任で常勤指導員が常時複数配置することを基本としてください。常勤はフルタイムの毎日勤務するものとし、子どもが学校から帰ってくる前の午前中に、打ち合わせ等を行うための時間が必要です。

- * 「専任」とは、基本的に毎日同じ指導員が、児童館の仕事などの他の業務を兼務することなく、学童保育の仕事に専念するよう配置されていること。
- * 「常勤」とは、非常勤やパートタイマーなどのように時間の短い勤務ではなく、年間1800時間程度、週40時間程度の日勤務であって、かつ臨時職員やアルバイトのように雇用期間の限定された労働ではなく、雇用期間の定めのない勤務ということ。
- * 「常時複数」とは、指導員が常に複数配置されているということであり、子どものいる時間帯はもちろん打ち合わせなどの時間も含めての「常時」といこと。

- 生活する子どもの集団の規模を制限する必要があること、次の配置基準としてください。
 - ・ 20人まで3人
 - ・ 21人～30人4人
 - ・ 30人を超えれば学童保育を分割する
- 保育所と同様に「1施設2名をくだらない」としてください。
- 指導員の配置基準は、年度途中に児童数の変更（減少）があっても指導員数は変更されない仕組みとしてください。

2. 有資格者の配置基準について

- 指導員の仕事は、配置されている指導員全員がチームワークで行う職場です。しかも、どの指導員にも子どもに対する責任や関わりが求められます。しかも、身分や責任の差はつけるべきではありません。
- 障害のある子どもの受け入れのための加配指導員も同様の考え方が必要です。また、障害のある子どもへの保育には固有の専門的な知識・技能が必要であるため、有資格者の配置が必要です。
- 労働条件が不安定なため、保育士や教諭等の資格を持たない指導員も多くいます。それらの指導員にも継続して勤務ができる方策をとってください。

3. 指導員の継続した研修の保障

- 学童保育の指導員の仕事は、保育士や教師の仕事と異なる資質や技量が求められるもので、保育士等の資格を有すれば足りる仕事とは言えません。継続した現任研修が保障される必要があります。

4. 学童保育指導員として、生活ができる賃金や待遇を保障してください

- 退職金がない、ボーナスがない、社会保険がないでは、若い人は生活ができず、職業として確立していません。
- 少人数学童や少子化に伴い、月謝の収入が減少してきた場合も一定の賃金の保障をしてください。

学童保育 指導員の日

	指導員の仕事	説明と問題点
午前中	○ おやつの買い物 ○ 福祉課へ書類の提出 ○ 月便りの作成 ○ お誕生日会等のプレゼントの作成 ○ 賃金計算、給与の支払い（銀行） ○ 書類の作成 ○ 月末、月初、年度末の事務全般 ○ 指導員の研修会 ○ 行事の準備	仕事の内容が保育だけでなく事務、経理と多岐にわたる。午後からだけでは、仕事がこなせず午前中から出勤というのもめずらしくない。 しかし、人件費の関係で事務専任の人を雇えず、また午前中からの出勤や研修に制約のつく学童もあると聞きます。
午 後	12時半 1名 学童の掃除やおやつ準備 13時 1名 おやつに手作りする場合は、調理をして準備 14時半 2名 子ども、保護者に関する情報交換 &ミーティング 15時 子どもたちが帰宅 ○ おやつ準備（アレルギーのある子への配慮） ○ 体調不良の子、ケガをした子への対処 ○ 着替えの解除の必要な子への手伝い（障がいのある子、支援の必要な子への配慮） ○ 傾聴・子どもたちとの話を通して、何か問題を抱えていないか、いじめや嫌な思いをしている子はいないかを知る。 ○ 宿題・各クラスの宿題の確認。分からない子への指導。 ○ 習い事に行く子の準備 ○ 宿題が終わった子どもが安全に遊んでいるかを見守る。 16時40分 お片づけ 帰りの会 わらべうた 指導員による絵本の読み聞かせ 17時 自由遊び 安全に遊んでいるか、一人でいる子への声かけや見守り ケンカやトラブルの仲裁 お迎え時に保護者の方に、子どもの様子を伝えたり、何かトラブルがあったときはなどは言葉を考えながらそれを伝える。 19時 全員 お迎え	指導員の地位が不安定なため、雇用条件が厳しく、非常勤（パート）が大半。 ○ 時間給（他の職種に比べて低い） ○ 雇用保険が掛けてもらえない ○ 退職金制度がない ○ 幼保免許を持っている指導員も専門職として見なされていない 専門的な研修の必要性 必要に応じて学校（担任）と連絡を取り合う 指導員間での情報の共有 帰宅したからはじめてのでは寝るのが遅くなる。（確認は保護者） 時間を見て、サッカー、スイミング、公文等に行かせる。 学童によっては、庭のあるところ、ないところ、学校の校庭の利用ができるところやいろいろ制約のあるところがある。 字が読めるようになって、小学生の間は耳で聴き、頭の中でイメージをふくらませることが必要と考えている。 孤立している子、気になる子がいたら何が原因か話を聞く。 保護者の方からも、子どもの様子が気になることがあれば話をうかがい、学童での様子も伝え情報交換をする。 ○ 連絡帳の利用 ○ 直接、お話をする。 必要に応じて残業（雇用条件が午後からになっているため終わらない）